

雜輯

第一册

二一號

第一册甲分一六六號之二

二

淨寫
校合

秘書官

發付
八月一日

主務
内山

聯帶
佐藤

明治廿一年七月廿日

主務

決裁濟

大臣

次官

船政局長

船政局長

船政局長

船政局長

船政局長

第四八二七號

核りかた
船政局長

船政局長
於此處
及新設
件其
存見
迄
し
由
り
奉
爲
取
上
色
重
し
傳
本
認
付
久

海軍省

1018

普四二七
七月廿一日

船政局



横領一第三〇六五號

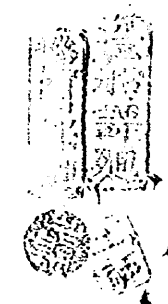
一卯甲第二一號

一卯甲第二一號

摩耶船政海政是予外に
与之

摩耶船政に上り下りしたるは外に
海政の事も物役あり別成の通し
るの事も自ら年丸にするに海と陸と
他の所成も古き通しなるなり舟も
いふ所成あり舟もなるなり
此工するに故甲乙の所成あり舟も
ありてなるなり

抄本 摩耶船政の事



内

河内府志

1021

三

ヒードウオートルタシクシカ
改造及新規日積至ル
至ル

摩耶海軍大橋園子之剛田利

ヒードウオートルタシクシ
西航山白

他日修付ニ鉄板ヲ増設スル
改造至ル

ヒードウオートルタシクシ
四白

但是近ニ装束ニ
モ事支子動ル
改造至ル

ヒードウオートルタシクシ
四白

三〇六五
横港一第二〇九

但無甲板其突出して居てハキングストンバルブのストライク
バルブの固日後重し其も其の備の固取のハと云はれり
改造お申す

一 由糸田のケーシング

至一吋
長さ三呎四寸半

但所屬上下のケーシングは其日儘身じかハ尺不足の細

こゝに視量をお取存 此後日付換お申す

一 キングストンバルブ系用
スライストバルブ

かき木

一 汽機汽機室内の倉庫 三ヶ所

一 汽機甲の前金網の蓋 両舷ハ枚

一 汽機附添秤水着田嘴子 八個

一 涌水を通致ハ鎖り通し方 (ニ五ヶ所) 山奉

一 ステールのケネシラクラシド下部の水突桶お申す

一 かしこきかき木製板 両舷お申す

但前記七箇新規の件係る事

別出但由了事、改造及新規の役係る
事、此標取致此由申任也

明治三十一年六月廿日

吉田長吉

麻耶船長吉田



新設同業組合役員名簿

麻耶船長吉田

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

皇
清
書
庫

1025

摩耶機部製造方安

ヒードウカーターターニリ

四箇

右ハ鐵板薄キ故ニ機豆運轉中膨縮スルカメ
此ニ少ク形顯出スラ内部ノ丁形鐵ヲ取付
スニテ一ヲ設ケテ修理ノ事

一コリントルトレイニコツリ

四箇

右ハ從來ノ位置ハ右コリントンニ右方に一箇ノ
コツクハハイフラ備付其ハイフラコンテリルニ
導キカハル有機豆運轉ヲ始メ且停止スル等
間斷ナリ前進後進ニ轉換ス場合ニ於テ取
扱上スエ合ニシテ且重リ為メキヤリニ曲リ生ス
ルニ存該コリントンニ各一箇ノハイフラ備付ケ

其パイプは右三方口ノコックシ取白一方口ラ
 従前ノ角コシテソルニ道キ今一方口ラドレ
 インニ落シ談キヤノ鐵丸棒ヲ今貳三リナートル
 程空ヲ太メニ取替従来ノトレインパイプヲ曲ケ直ニ
 従前ノハントルニラ換カテ自由ナラシム
 ハルガスピンドルハントル
 右ハ従来ノハントルハ鍛鐵製曲リ形モ備付
 有之此ハ汽罐スモーツボツクストワーノ取
 扱ノ談スピンドルハントルニ觸レ且ハスピントル
 フ曲ケ損スニ自今ハントルヲ左示シスピントル
 頭部ニツノ角形ヲツシヤテ附着シボツクスバン
 ナーヲステ取カス様仕換ノイ
 一 油箱用ケーシガラス

右ハ艦首及艦尾兩端ノ箱最高部ニ備付
有之油ノ現量不分明ニ付首尾ノ箱共才
ニ番目ノ箱ノ底部ヘ付換ノ事

キニグストンバルブガ是ニスライスバルブ
右ハスモークボウリスドワーノ閉カノ際該
ワ曲ヲ損スルコトアルニ付厚ハ三リノ縦形附ノ鐵板ヲ

以テレリトアソリノ形ノ覆ヲ設ケ該板該板ニ留該
ヲ設置シ常ニ容易ニ取放シヲ為ス様付其

覆鐵板甲部ヘ各載個ノ穴ヲ穿チバルブノ
際同ハ常ニ其穴ヲ閉ルコトスハレナリラテ執

行ス事

汽機汽鍋室内倉庫

三ヶ所

右ハ汽機汽鍋室内ニ道具等カキ付板

汽室兩舷敷ケ所ピストンノ豫備ヲ艦尾ノ
方バルクヘッドへ取付換へ其跡へ棚ヲ釣リ且
汽罐室前部右舷ノ方汽罐上空所へ目控
棚ヲ設ケ小道具室ヲ置ク

汽筒前蓋

檢査

右ハ缶舷機從フレームト船身助ノ前蓋ヨリ
小道具及ニ床層ノ類ヲ落シ込ミ其物ヲ
容易ニ取難キ様ニ檢査ケル故自然ス潔ク
相成且機從星轉中ハ漏リ油モ下流スル者
所故其油受ホリノメ真輪ヲ取リ以テ毎ケ所
ニ受又蓋ヲ設ル事

汽罐付属排水器用嘴子

貳個

右ハ檢方ヲ査測スヘキコソリノ備有無ニ付

汽罐前部若一個コツリヲ備付事
漏水ノ首路ハ鑽ラ角ニ方 針也

右ハ機室空府部ビルチーハ屋轉中掃住シ

難キ所航海中差シ給突ニ麻チ擦リ来ストキ

ハ冷水ヲ要ス堪合ニ必キシ 通路ハ此ノ事也

物ホアハ付ハ流道ニ要シテ故ニ其ノ通ルハ至

六ミリメートルノ鉄皿鉛鍍ヲ鑽ラ角ニ置

シ事

クリーチンガ

右ハ兩舷機室コシハソル上部ハ軍務中必

要ノ小道具及油土メノめノ就業上足

給付ニ有之テ系ハ直接ニ該器ヲ給付

ハ自如機室ニ由疾ヲ生シ且ス滓ニ元相

成ルニ付小ノ丁形銃乃山形銃丸棒ホラ
コテ其上ニ挿ラ設ケ其上ニ本製ノハレ
シガレシ備置ノ事

1031